

平成26年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	葬斎場建設事業（設計等業務委託）			整理番号	— —	
				担当課係	市民生活課	
事業予算費目	款	4	衛生費	記入者職・氏名		
	項	1	保健衛生費	内線等		
	目	4	葬斎場費	事業区分	臨時事業	
	大事業	5	葬斎場建設事業	事業期間	期間限定複数年度	
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				平成26年～29年度	
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）ほか					

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

本市葬斎場は、昭和46年に建設されて以降40年以上が経過し、施設全体が老朽化していることから、PF（民間資金による公共施設整備）による整備を進めていたが、事業者の選定方法等の理由から、平成24年9月に白紙撤回したところである。

しかしながら、新葬斎場の整備は、市民ニーズの高い事業であることから、事業手法を見直すとともに、早急な事業推進を図るものである。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	現葬斎場を稼働させつつ、隣接地権者の同意を得ながら敷地を拡張し、従来方式（炉選定、基本・実施設計、建設等を全て個別発注）により新葬斎場として建て替える。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	高齢化社会の進展に伴う葬斎需要の増大、及び南海・東南海地震等の震災に対応可能な施設を整備する。

■総合計画（後期基本計画）との整合性

事業目的が総合計画（後期基本計画）上の施策に結びついているか？	総合計画（後期基本計画）上の位置付け	● いる	重点目標		●	基本目標
			大項目	6. 「街が輝く」		
		□ いない	中項目	①快適に暮らせる生活基盤の整備	●	
			小項目	5. 生活関連施設の整備		

（理由）

老朽化した葬斎場の建て替えは、高齢化社会の進展に伴う葬斎需要の増大、また南海・東南海地震等の震災への対応等の観点からも、依然として行政需要の高い事業であり、早急に整備を進める必要があることから、総合計画（後期基本計画）との整合性が図られている。

■他の自治体の類似する政策との比較検討

全国的に高齢化が進み、火葬に対するニーズは増加する傾向にあるが、葬斎場の整備が追い付いていない現状があることから、本市既設の葬斎場についても、老朽化等の理由から早急に建て替える必要がある。

また、原則として、葬斎場は廃棄物処理施設と同様市町村の事業として整備されているが、国庫補助制度がなく、墓地埋葬法上では、施設の設置基準、維持管理基準といった廃棄物処理施設のような明確な法的規制は規定されていない。

以上のことから、本市並びに近隣自治体における将来人口及び火葬件数の予測に基づく火葬炉設備、葬斎場周辺における環境保全、並びに本市の財政事情を鑑みたインシャルコスト（初期投資費用）及びランニングコスト（維持管理費用）の節減について検討することを目的に「小松島市葬斎場整備基本計画」を策定し、葬斎場整備を進めることとする。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか） 高齢化社会の進展に伴う葬斎需要の増大、及び南海・東南海地震等の震災に対応可能な葬斎場施設の整備。
	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか） 新葬斎場建設に伴う、新型火葬炉の導入、及び周辺施設の改善を行うとともに、津波災害時における緊急一時避難場所としての機能を付与ことにより、市民の利便性、安全性の向上を図る。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか) 長年にわたり、市民、市議会から葬斎場の老朽化に伴う、利便性の低下とその改善の必要性が取り上げられており、地元田野町協議会からも、早急な建替えと地域周辺環境の更なる改善整備の要望が挙げられている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか) 国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省に設置された国立の政策研究機関）の推計によると、日本では平成45年頃において死者数がピークを迎えると予測されていることから、今後、火葬ニーズは大幅に増えることが予想されており、本市においても、火葬件数は年々増加傾向にある。また、先の東日本大震災の経験からも、多数の死者が発生した場合には、通常の想定で整備された火葬体制では対処が困難であることは周知のことであり、大規模な震災に適切に対応することを目的とした、葬斎場の防災対策及び火葬炉数の設定を考慮する必要がある。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	26年度	27年度	28年度	29年度以降	最終年度
全体コスト	関連事業費	国 県 支 出 金	○				
		地 方 債	26,000	26,000	(事業費全体については、H26年度の設計等で検討)		
		その他の利用者負担等	○				
		一 般 財 源	34,401	34,401			
	人件費	A 直接事業費(千円)	60,401	60,401	○	○	○
		正規職員数	1.00 人	1.00 人	人	人	人
		職員人件費①	5,330	5,330			
		臨時・嘱託職員数	0.00 人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等②	○				
		B 人件費計(千円) ①+②	5,330	5,330	○	○	○
	A + B		65,731	65,731	○	○	○
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？			● ある a ない	理由	現葬斎場施設の老朽化を放置することは、将来的な環境行政（火葬業務）に重大な影響を及ぼすことになる。	
	② 類似事業との整理統合はできないか？			● できない a できる		葬斎場施設は、施設設置場所の選定の問題からも他の公共施設と併設することは困難であり、現位置での単独の建て替えが適切である。	
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？			● ない a ● ある	理由	葬斎場建設に当たり、設計等業務及び火葬炉整備に係る事業者の選定についてはプロポーザル方式を採用することとし、本市の実情に即した整備を進めることとする。	
	◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。						
有効性	①						
	②						
	③ 本市の財政事情に鑑み、イニシャルコスト（初期投資費用）及びランニングコスト（維持管理費用）の節減に努める。						

所属長による総合的なコメント

葬斎場の建て替え整備は、市の重要な施策の一つであるが、PFI手法による整備を白紙撤回することとした経緯からも、慎重に事業を進める必要がある。
早期の建て替えを望む市民の声に応える為にも、従来方式（炉選定、基本・実施設計、建設等を全て個別発注）による発注の際には、透明性・公平性に配慮し、迅速かつ的確な意思決定に努めることとする。